

＼町長の／
企業訪問

桜東風 sakuragochi 皆野ジビ工加工場

令和6年2月稼働
所在地：皆野町下田野1147-2

今回は、ジビ工事業やはちみつ事業などを経営する合同会社 Bonpu を黒澤町長が訪問しました。



「有害鳥獣対策をして地域の皆さんに協力したい、「捕獲され廃棄処分されてしまう鹿を少しでも有効活用したい」という思いで始めました。自然界のバランスに配慮しながら、養蜂にも力を入れていきたいです。



鹿肉のロースト



鹿のハンバーガー



代表社員 岡野 直樹 さん

たくさんのかたに鹿肉の味を知ってもらい、ジビ工をより身近に感じてもらいたいです。イベントでキッチンカーを見かけた際には、ぜひお立ち寄りください。
※町内でがんばる企業を町長が訪問します。訪問を希望される場合は産業観光課(☎62-1462)へお問い合わせください。
※創業をお考えのかたは、ぜひ産業観光課へご相談ください。

浄化槽をきちんと使ってきれいな水へ

浄化槽は、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。浄化槽法により、次のことが義務づけられています。

(1)法定検査(7条検査・11条検査)

保守点検とは別に行う浄化槽の機能診断のことです。指定検査機関に依頼して受検してください。

指定検査機関:(一社)埼玉県浄化槽協会

☎048-533-4700

○7条検査… 設置された浄化槽が適正に施工され、機能しているか確認する検査。
浄化槽を使い始めてから3～5か月の間に行わなければなりません。
例)10人槽以下 13,000円

○11条検査… 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査。毎年1回行わなければなりません。
例)10人槽以下 5,000円

(2)保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数を実施しなければなりません。登録業者は県ホームページで確認できます。

(3)清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器洗浄のことです。年1回以上実施しなければなりません。町の許可を受けた次の業者に委託してください。
許可業者(順不同):(有)伊藤商事 ☎62-4566 (有)伊藤衛生社 ☎62-0528



県ホームページ

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232